

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえしない部分はそのま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

内容見本 (B5判縮小)

法務編 第2章 農地の権利移動

ケースへの対応に際して必要になる基礎的な知識を概説します。

○相続人不存在の場合の権利移転における農地法の許可について確認したいとき

相続は、被相続人の死亡により開始します(民882条)。相続人とは、相続開始時に現存する配偶者、子(胎児については出生したとみなします(民886条。))又はその代襲者、次いで直系尊属、次いで兄弟姉妹又はその子を行います(民887条・889条・890条)。相続人があることが明らかでない場合は「相続人の不存在」とし、相続財産法人が成立します(民951条)。

相続財産法人については、利害関係人(相続債権者、特別縁故者としての分与審判の申立者、例えば、相続人ではない親族、内縁関係の者など)の請求により、家庭裁判所が相続財産管理人を選任するとともに、相続財産管理人選任の公告を行います(民952条1項・2項)。この公告期間内に相続人があることが明らかにならない場合は、さらに相続人捜索の公告を行います(民958条)、その公告期間内に相続人の権利を主張する者がいないときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故にあった者(特別縁故者)の申立てにより、特別縁故者に相続財産の全部又は一部を与えることができます(民958条の3)。

関連する通知・先例の中で特に留意を要する箇所を抜粋しています。

法務編 第2章 農地の権利移動

農地法3条の許可は不要であると考えられます。他の共有者への権利の帰属は特別縁故者からの財産分与の申立ての期間満了日又は申立てを却下する旨の審判の確定した日の翌日であり、登記原因は「特別縁故者不存在確定」となりますが、登記原因日付は、被相続人の死亡の日から13か月経過後の日とされます(平3・4・12民2297)。

【通知等】

項目の内容を簡潔に示し、根拠を詳細に明示しています。

- ① 特別縁故者の権利取得の場合の取扱い(昭37・6・15民事甲1606 第4・第5)

第4 相続放棄の場合の登記の取扱い

改正法律では、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされることになった(第939条)。従って、改正法律施行後(本年7月1日以降)に相続を放棄した者については、相続開始の時期にかかわらず、初めから相続人とならなかったものとして取り扱い、他の相続人の相続分を算定することとなる。

なお、改正法律施行前に相続の放棄をした者がいるときは、その者の相続分は、従来どおり改正前の規定に従い他の相続人全員にその相続分に応じて帰属することとなる。

第5 特別縁故者の権利取得の登記の取扱い

相続人が不存在の場合、家庭裁判所は相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができることとなった(第956条ノ3)。従って、その特別縁故者が家庭裁判所の審判によって不動産に関する権利を取得した場合の登記の取扱いについては、次によるべきである。

- 1 審判によって不動産に関する権利を取得した特別縁故者は、その審判に基づき単独で権利取得の登記を申請することができる(不動産登記法27条の類推適用)。
- 2 申請者に記載すべき登記原因は「相続財産処分の審判」であり、その日付は審判確定の日である。

通知・判例からみる 農地をめぐる実務 一売買・賃貸借・相続・贈与等

法務編 第2章 農地の権利移動

POINT

通知・先例に基づく実務上の取り扱いや留意点を解説しています。

「相続人不存在の場合」には、最初から相続人がいない場合に、相続人が相続放棄をした結果、相続人を欠く場合があります。

相続人が不存在の場合に、特別縁故者がその財産の全部又は一部を取得する場合には、審判に基づき、単独で登記申請をすることができます。

【判例等】

- ① 特別縁故者への財産分与と民法255条との関係(最判平成11・21民集43・10・1220、判時1332・30)

要旨 共有者の1人が死亡して相続人の不存在が確定し、相続債権者や受遺者に対する清算手続が終了したときは、その共有持分は、特別縁故者に対する財産分与の対象となり、財産分与がされず当該共有持分が承継すべき者のないまま相続財産として残存することが確定したときに初めて民法255条により他の共有者に帰属する。

POINT

本判決は、特別縁故者の財産分与審判に基づき、被相続人の土地の持分の分与を受けた者が、審判を原因とする持分移転登記を申請したところ、管轄法務局が、当時の登記先例に従い、既に民法255条により他の共有者に持分が帰属しているため、旧不動産登記法49条2号(先例が変更されたので対応する現行法はないことになる

税務編 第4章 農地の相続・贈与

第2 納税猶予等

重要判例・裁判例の要旨を掲げ、実務で押さえておくべき留意点を解説しています。

○農地の売買契約締結後に売主が死亡したとき

農地の売買契約を締結した売主が、所有権の移転が完了する前に死亡した場合、相続税の課税物件は、当該農地の所有権か、又は売買代金債権か、という問題と、当該課税物件の価額を何に基づいて評価すべきか、という問題があります。

最高裁は、課税物件は土地の所有権ではなく、売買代金債権であるとし、その評価額は契約上の取引価額で行うべきであると判示しています(最判昭61・12・5訟月33・8・2149→【判例等】①)。

一方、被相続人が土地の譲渡契約を締結し、手付を受領していたが、契約の履行には着手していなかった場合において、相続人が手付の倍額を返還して合意解除したときは、契約は遡って効力を失い、相続開始日において売買契約は存在せず、売買代金債権も存在しなかったことになるから、相続税の課税財産は、土地であるとした例もあります(広島地判平23・9・28税資264・順号12395→【判例等】②)。

【判例等】

- ① 課税財産の判断(最判昭61・12・5訟月33・8・2149)

要旨 農地を売却して代金の相当部分を受領し、農地法5条所定の届出を受理される等の事実があった後、その代金が完済される前に売主が死亡して相続税の課税財産を構成せず、相続税の課税財産は売買代金債権である。

POINT

相続税法は、相続又は遺贈により取得した財産の全部に対して相続税を課する(相続2条)と相続税の課税財産の範囲を定めています。課税財産には、財産権の対象となる一切のもの及び権利が含まれます。また、財産の価額は取得の時の価額(時価)で評価し(相続22条)、相続税を計算する旨を定めています。

農地の権利移動や転用の法務・税務を解説!

通知・判例からみる 農地をめぐる実務

一売買・賃貸借・相続・贈与等

編集 農地関連通知・判例研究会

代表 鈴木 利治(弁護士)・山元 俊一(税理士)

◆実務に即したケース設定!

農地の売買や賃貸借、相続、贈与などで遭遇しがちなケースを豊富に取り上げています。

◆探しにくい重要資料を確認できる!

ケースの拠り所となる「行政通知・判例・先例・裁判例」をピックアップし、その理解を助ける「POINT」を示しています。

◆信頼できる確かな内容!

農地の諸問題に精通した弁護士・税理士・司法書士が、豊富な経験と知識を用いて編集・執筆しています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁910頁
定価13,200円(本体12,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.8)667-1⑥

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

【法務編】

第1章 総則

第1 定義等

- 通知における農地の定義を確認したいとき
- 判例における農地の定義を確認したいとき
- 「耕作面積」の取扱いを確認したいとき
- 「遊休農地」の判定基準を確認したいとき
- 農振法上の「農用地等」の判定基準を確認したいとき
- 「市民農園」の要件を確認したいとき
- 「特定市民農園」の要件を確認したいとき
- 契約時の「手付金」の意義を確認したいとき
- 農地の面積が契約上の面積と異なるとき
- 農地の権利を有する者の責務を確認したいとき
- 農地所有適格法人について確認したいとき
- 農業委員会について確認したいとき

第2 申請手続関係

- 農地法4条の許可申請手続を確認したいとき
- 農地法4条の転用申請が許可されるまでの標準的な期間を確認したいとき
- 片方の当事者だけで許可申請をしたいとき
- 一方の当事者のみで農地法3条の許可申請を取り下げたいとき
- 農地法の許可書を紛失したとき
- 申請の受理や届出の許可について確認したいとき
- 農地所有適格法人が行う報告（農地法6条関係）について確認したいとき
- 農用地に家畜を焼却、埋却するとき
- 裁判所の判決による登記と農地法の間接関係を確認したいとき

第2章 農地の権利移動

第1 3条許可の効力・性質

- 3条許可の性質を確認したいとき
- 農地法3条の許可基準を確認したいとき（2項の許可基準）
- 農地法3条の許可基準を確認したいとき（3項・4項・5項の許可基準）
- 農地法3条の2の許可取消しなどの基準を確認したいとき

第2 売買

- 売買契約と許可の関係を確認したいとき
- 農地の売買と時効取得の関係を確認したいとき
- 権利移動による許可申請協力請求権と時効の関係を確認したいとき
- 一筆の農地のうちの一部だけを売買したいとき
- 共有農地を売買したいとき
- 共有農地を売買したいとき（共有者の1人が単独所有であるとしている場合）
- 処分禁止の仮仮分の登記が付された農地を売買したいとき
- 農地を転売したいとき
- 農地の売買予約をしたいとき

第3 賃貸借

- 農地に賃借権を設定したいとき
- 農地賃貸借契約を更新したい（したくない）とき
- 農地の借賃等を増減するとき
- 農地賃貸借を時効取得したいとき
- 農地使用借権を時効取得したいとき

第4 相続・贈与

- 農地を相続したとき
- 農地を共同相続したとき
- 共有名義で相続した農地を分割したいとき
- 相続人不存在の場合の権利移転における農地法の許可について確認したいとき
- 農地等を遺産分割したいとき
- 農地を包括遺贈したいとき
- 農地を特定遺贈したいとき
- 農地を特定の相続人に相続させたいとき
- 農地を死因贈与したいとき
- 農地を口頭で贈与して引き渡したとき（書面によらない農地の贈与の効力）
- 農地の贈与契約を解除したいとき（農地法所定の許可申請書に署名捺印がある場合）

- 農地を担保に資金を借り受けるとき
- 仮登記を利用して農地に担保権を設定するとき
- 競売と農地法上の許可の要否
- 農地の競売に参加したいとき（買受適格証明）
- 買受適格証明書が交付されないとき
- 現況が農地であることを看過して競売してしまったとき

第5 担保・競売

- 農地を担保に資金を借り受けるとき
- 仮登記を利用して農地に担保権を設定するとき
- 競売と農地法上の許可の要否
- 農地の競売に参加したいとき（買受適格証明）
- 買受適格証明書が交付されないとき
- 現況が農地であることを看過して競売してしまったとき

第3章 農地の転用

第1 転用許可の効力・性質

- 農地転用の許可の性質を確認したいとき
- 農地法4条の適用範囲を確認したいとき
- 転用農地の隣にある農地の所有権者の転用許可処分取消訴訟の原告適格を確認したいとき
- 農地転用による許可申請協力請求権と時効の関係を確認したいとき

第2 転用に関する基準

- 転用許可に付される条件について確認したいとき
- 農地転用関係の事務処理で迅速化・簡素化できる事項を確認したいとき
- 農地転用の制限の判断基準を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（第1種農地の要件）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（第1種農地の例外的な許可要件）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（甲種農地）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（第3種農地）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（第2種農地）を確認したいとき
- 農地転用の一般基準を確認したいとき
- 農地の法面、畦畔に太陽光発電設備を設置したいとき
- 農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置したいとき
- 温室の建築と農地転用の許可の関係を確認したいとき
- 植林による農地転用をしたいとき
- 売買目的物である農地が契約後に非農地化したとき
- 市町村等が農地を買収したとき
- 農地の転用で違反があったとき（調査方法）
- 農地転用で違反があったとき（罰則・処分）

- 農地転用の立地基準（第1種農地の要件）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（第1種農地の例外的な許可要件）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（甲種農地）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（第3種農地）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（第2種農地）を確認したいとき
- 農地転用の一般基準を確認したいとき
- 農地の法面、畦畔に太陽光発電設備を設置したいとき
- 農地に支柱を立てて営農を継続しながら太陽光発電設備を設置したいとき
- 温室の建築と農地転用の許可の関係を確認したいとき
- 植林による農地転用をしたいとき
- 売買目的物である農地が契約後に非農地化したとき
- 市町村等が農地を買収したとき
- 農地の転用で違反があったとき（調査方法）
- 農地転用で違反があったとき（罰則・処分）

第3 地目の変更

- 登記簿上の地目が農地である土地について農地以外の地目に変更するとき（非農地証明）
- 司法書士に地目の変更登記を依頼するとき
- 仮登記後に仮登記前の日付で地目の変更登記をしたいとき

第4 条件付きの権利移動・転用

- 農地法3条又は5条の許可を条件として農地を売買したいとき
- 建築条件付きで農地を売買したいとき
- 建築条件付売買予定地等について農地以外の地目への変更登記申請をしたいとき
- 仮登記した農地を本登記するとき

- 農地法上の許可の要否
- 農地法所定の許可申請書に署名捺印がある場合

第5章 他法令の規制・制度と農地法の関係

第1 許可申請との調整

- 農業振興地域制度と農地転用制度の運用を確認したいとき
- 土地区画整理施行地区内の農地を転用したいとき
- 土地区画整理事業における保留地予定地の取扱いを確認したいとき
- 都市計画区域における開発許可と農地転用許可の取扱いを確認したいとき
- 土地改良区の地区内の農地を転用するとき
- 農地が土地改良区から換地処分を受けたとき
- 地方拠点都市地域内における農地転用の取扱いを確認したいとき（基本計画の作成協議段階における調整）
- 地方拠点都市地域内における農地転用の取扱いを確認したいとき（同意基本計画に基づく配慮対象施設の整備が具現化した段階における調整）
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設の整備に伴って、農地転用許可をしたいとき（地域再生計画、地域農林水産業振興施設整備計画を利用する場合）
- 市街化区域内にある農地を転用したいとき
- 所有農地が景観農業振興地域整備計画の対象に指定されたとき
- 砂利採取計画の認可と農地転用許可の関係を確認したいとき
- 国土利用計画法の土地規制と農地法の許可の関係を確認したいとき
- 町内会等が市民農園を開設するとき
- 特定農地貸付けの判定基準を確認したいとき
- 特定農地貸付けの申請や変更等を行うとき
- 特定農地貸付けの実施に関する規程・協定を作成するとき

第2 農用地区域

- 農用地区域として定める土地に関する運用（留意事項）を確認したいとき
- 農地転用の立地基準（農用地区域内にある農地）を確認したいとき
- 農用地区域内の農地等にガス導管測定設備等を設置するとき
- 非農用地区域の設定を伴う土地改良事業と農地転用許可の調整を確認したいとき
- 農用地区域内における開発行為の制限事項を確認するとき
- 転用しようとする農地を農用地区域から除外したいとき
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による農地法の特例を確認するとき

第3 生産緑地

- 生産緑地制度を確認したいとき（制度の趣旨）
- 生産緑地制度を確認したいとき（都市計画の決定・変更）
- 生産緑地制度を確認したいとき（行為の制限）
- 生産緑地制度を確認したいとき（生産緑地の管理）
- 生産緑地制度を確認したいとき（生産緑地の買取制度）
- 生産緑地制度を確認したいとき（特定生産緑地制度）
- 都市農地を賃貸するとき

第4 優良田園住宅

- 優良田園住宅を建設したいとき
- 優良田園住宅建設計画の認定基準を確認したいとき
- 優良田園住宅建設計画の認定を受けた場合の優遇措置を確認したいとき
- 優良田園住宅の建設と農業振興地域制度及び農地法の転用許可との調整について確認したいとき

- 優良田園住宅建設計画の認定を受けた場合の優遇措置を確認したいとき
- 優良田園住宅の建設と農業振興地域制度及び農地法の転用許可との調整について確認したいとき

第5 中山間地域

- 中山間地域の農地で耕作を行うとき（中山間地域等直接支払制度）
- 中山間地域の農地で耕作を行うとき（農業ルネッサンス事業）
- 中山間地域の農地で耕作を行うとき（所得向上支援対策）

第6 耕作放棄地

- 賃借人が耕作放棄をしているので農地を返してもらいたいとき
- 仮登記された農地の耕作放棄を防止したいとき

第7 農作物栽培の高度化

- 農地に農作物栽培高度化施設を設置したいとき
- 農作物栽培高度化施設の基準について確認したいとき
- 高度化施設用地の取扱いを確認したいとき（権利移動等）
- 高度化施設用地の取扱いを確認したいとき（利用状況関係）
- 高度化施設用地の取扱いを確認したいとき（転用関係）

第8 各種事業

- 農地集積・集約化対策事業について確認したいとき

第6章 契約の解除

第1 売買

- 農地の売買契約を解除するとき
- 転用許可を受けた後に工事の進捗が遅れているとき
- 転用許可を受けた後に許可に係る工事が完了できないとき
- 売買契約をして許可申請した内容に虚偽があったとき
- 売買契約をした農地が二重譲渡されたとき
- 3条許可申請前に代金を支払って引渡しを受けた農地の返還を要求されたとき
- 購入した農地に土壌汚染があったとき
- 売買契約による許可完了後に売買契約を解除したいとき

第2 賃貸借

- 賃借人の「信義則に反した行為」について確認したいとき
- 賃貸借契約を解約したいとき
- 賃貸借契約した農地を合意解約するとき
- 賃貸借契約の更新を拒否したいとき
- 賃貸借を訴えて解除したいとき
- 離作料の取扱いを確認したいとき
- 賃借人が小作料等を滞納しているとき
- 使用貸借契約がなされた農地を返還してもらおうとき
- 永小作権のある農地を返してもらいたいとき
- 農地の利用に関して用途違反があったため、農地を返してもらいたいとき
- 賃借人が許可申請に協力せず、農地法上の許可を得ないまま賃貸している農地を返してもらいたいとき
- 賃借人の「自作」「自作相当事由」を確認したいとき

- 使用貸借契約がなされた農地を返還してもらおうとき
- 永小作権のある農地を返してもらいたいとき
- 農地の利用に関して用途違反があったため、農地を返してもらいたいとき
- 賃借人が許可申請に協力せず、農地法上の許可を得ないまま賃貸している農地を返してもらいたいとき
- 賃借人の「自作」「自作相当事由」を確認したいとき

第7章 相談・紛争・災害への対応

- 農地転用及び農業振興地域制度について相談、苦情があるとき
- 隣地の農地が農地転用されて一般住宅が建築され、所有する農地の牛舎や農業の使用に苦情がきたとき
- 許可申請の処分に不服があるとき

- 農地の利用に関して紛争を解決したいとき
- 農業委員会に紛争の和解の仲介をお願いするとき
- 裁判所に紛争の調停をお願いするとき
- 農地が自然災害で損失を受けたとき

【税務編】

第1章 農地の保有

- 市街化区域農地の固定資産税について確認したいとき
- 真実の所有者ではない登記名義人が固定資産税を負担していたとき
- 現況とは異なる地目で固定資産税が賦課されていたとき
- 固定資産税に係る農地の評価方法を確認したいとき

第2章 農地の譲渡

- 農地を譲渡したとき
- 転用許可を受けた農地を譲渡したとき
- 農地法の許可を受けていない耕作権の譲渡を行ったとき（譲渡所得課税及び特例の適用について）
- 相続税の納税猶予を受けている農地を一部転用しあるいは交換に供した場合
- 市街化区域内の農地等を収用等により譲渡したとき（相続特別措置法33条の4の適用）
- 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡したとき（譲渡所得における800万円特別控除の適用）
- 農地を譲渡した場合の譲渡所得の計上時期を確認したいとき
- 農地法の許可を得る前に売買契約が解除されたとき
- 農地法の許可を受ける前に売主が死亡したとき
- 農地転用決済金等を支払ったとき
- 農地を交換したとき
- 固定資産の交換特例を利用したいとき
- 農地の収用等が行われたとき
- 土地改良事業により農地の配分を受け、受益者負担金を支払ったとき

第3章 農地の賃貸借等

- 市街化区域農地を転用し、定期借地権を設定したとき
- 農業経営基盤強化促進法に基づき農地を貸し付けたとき
- 貸し付けられている農地の借賃等を受領したとき
- 農地等について使用貸借による権利の設定をしたとき

第4章 農地の相続・贈与

第1 評価

- 農地の評価方法を確認したいとき
- 純農地の評価方法を確認したいとき
- 中間農地の評価方法を確認したいとき
- 市街地周辺農地の評価方法を確認したいとき
- 市街地農地の評価方法を確認したいとき
- 市街化区域農地の宅地並み課税の場合の取扱いを確認したいとき
- 農地法の転用許可を受けた農地の評価方法を確認したいとき
- 生産緑地の評価方法を確認したいとき
- 農業用施設用地の評価方法を確認したいとき
- 貸し付けられている農地の評価方法を確認したいとき
- 農地の上に存する権利の評価方法を確認したいとき
- 農地法の許可を得る前に買受人が死亡した場合の評価方法を確認したいとき
- 農地内に祠や鳥居がある場合の評価方法を確認したいとき
- 農地等の相続税の納税猶予制度を利用したいとき
- 未成年者が農地等の相続税の納税猶予制度を利用したいとき
- 施設園芸用地等で相続税の納税猶予制度を利用したいとき
- 農業経営を譲渡した場合の贈与税について確認したいとき
- 農地等の贈与税の納税猶予制度を利用したいとき
- 農地等の相続税等の納税猶予を受けることができる地域を確認したいとき
- 遊休農地に係る贈与税・相続税の納税猶予の取扱いを確認したいとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地を譲渡したとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地を譲渡して代替農地を取得したとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地を農地所有適格法人に移転したとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地を転用したとき
- 休耕地が相続税等の納税猶予の適用対象となるか確認したいとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地を災害復旧用資材置場等として一時使用したとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地を公共事業のために一時使用したとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地が交換又は換地処分されたとき
- 相続税等の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例を利用したいとき
- 生産緑地において相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例を利用したいとき
- 相続税の納税猶予を受けている農地の相続人が死亡したとき
- 農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡したとき
- 農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡したとき
- 相続税の納税猶予を受けている農地の特定貸付者が死亡したとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地が営農困難になったとき
- 相続税等の納税猶予を受けている準農地に区分地上権が設定されたとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地を一時的道路用地等として貸し付けるとき
- 農業経営の廃止の判断基準（法人成りをした場合）
- 贈与税の納税猶予を受けている受贈者が旧特定農業生産法人に対し農地等につき使用貸借による権利の設定をしたとき
- 相続税等の納税猶予を受けている農地について修正申告等を行ったとき

索引

- 通知等年次索引
- 判例・裁判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。